

⊗ 当組合では、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を、次のとおり策定しています。

本荘由利森林組合 一般事業主行動計画

平成26年3月17日

職員が、その能力を発揮し、仕事と生活の調和を図りやすい雇用環境の整備を行うため、下記のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日までの3年間

2 内 容

目 標 平成26年9月までに所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

対 策	平成26年 4月～	所定外労働の現状把握
	平成26年 8月～	実施日や実施方法等について職員へ周知
	平成26年10月～	ノー残業デーの実施（毎週1回）
	平成27年 9月～	1年間の結果を検証、分析 問題点について改善を図りながら引き続き 実施